

令和5年11月吉日

「2024 インプット完成講座」受講生の皆様へ

**補助教材**  
**肢別択一過去問特訓本 第1分冊**  
**訂正のお知らせ**

この度は弊社「2024 インプット完成講座」をご受講いただきまして誠にありがとうございます。  
います。

同講座で使用する補助教材 肢別択一過去問特訓本 第1分冊(CU24036)におきまして、訂正のあることが判明いたしました。

つきましては、該当箇所について下記の通り訂正させていただきます。

ご迷惑をお掛けし大変申し訳ございませんが、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

記

補助教材 肢別択一過去問特訓本 第1分冊(CU24036)

訂正箇所	176頁 問題【6】解説
誤	一筆の土地について共同相続の登記がなされたのち、当該土地を数筆に分筆してそれぞれを相続人のうちの一部の者の単有又は共有とする旨の遺産分割の調停が成立した場合、分筆の登記は、共同相続による登記により所有権の登記名義人となった <u>相続人全員から</u> 申請することとなる。しかしながら、相続人中に分筆の登記の申請に協力しない者がいるときは、調停による遺産分割によって当該土地の一部を取得することになった者は、調停調書の正本又は謄本を代位原因を証する情報として提供し、協力を得られない相続人に代位して分筆の登記の申請をすることができる(平2.4.24第1528号)。
正	一筆の土地について共同相続の登記がなされたのち、当該土地を数筆に分筆してそれぞれを相続人のうちの一部の者の単有又は共有とする旨の遺産分割の調停が成立した場合、分筆の登記は、共同相続による登記により所有権の登記名義人となった <u>相続人の持分の価格に従い、その合計が過半数となる者から</u> 申請することとなる。しかしながら、相続人中に分筆の登記の申請に協力しない者がいるときは、調停による遺産分割によって当該土地の一部を取得することになった者は、調停調書の正本又は謄本を代位原因を証する情報として提供し、協力を得られない相続人に代位して分筆の登記の申請をすることができる(平2.4.24第1528号)。

以上

(株) 東京リーガルマインド  
コールセンター  
0570-064-464  
平日 09:30~20:00  
土・祝 10:00~19:00  
日 10:00~18:00



0 000321 240383

CU24038

※このナビダイヤルは通話料お客様ご負担となります。  
※固定電話・携帯電話共通 (PHS・IP 電話からはご利用できません)。